

## ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金算出基準

### 1 補助額の算出

- (1) ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）別表1の事業区分の細々区分（以下「区分」という。）ごとに、事業量又は事業費に補助率等に乗じて得られた額（千円未満切捨て）を補助の上限として算出する。
- (2) 事業量を用いる補助額は、区分ごとに、事業量に補助上限を乗じて得られた額（千円未満切捨て）を補助の上限とする。
- (3) 加算措置で補助率が定められているものは、区分ごとに、事業費に補助率を乗じて得られた額（千円未満切捨て）と事業量に補助上限を乗じて得られた額（千円未満切捨て）を比較し、低い方の額を上限とする。  
なお、困難地整備支援事業における加算措置のうち、特殊伐採については、本基準4の(1)に基づき採用した見積額に補助率を乗じて得られた額（千円未満切捨て）と補助上限を比較し、低い方の額を上限とする。
- (4) 事業費を用いる補助額は、区分ごとに、事業費に補助率を乗じて得られた額（千円未満切捨て）を上限とする。ただし、補助上限が設けられているものは、事業費に補助率を乗じて得られた額（千円未満切捨て）と補助上限を比較し、低い方の額を上限とする。
- (5) 補助額の算出に係る事業量は、面積にあっては単位をhaとする。  
なお、最小面積は0.01haとし、測定された面積の小数点以下3位を切り捨てして算出する。  
また、一事業実施箇所内に複数の事業実施場所が存在している場合については、合計した面積を事業量とする。
- (6) 補助額の定めのない作業種又は補助単価方式により難しい内容の事業に係る補助対象経費は、実勢価格又は類似する事業を参考にした額とする。

### 2 支出区分

補助対象とする経費の支出区分は、要綱別表1に掲げる事業区分における作業等に係るものであって、次に掲げるものとする。

区分	内容
報償費	補助事業の実行に直接関わる講師に係る費用。ただし、補助事業の補助事業者又は間接補助事業者の構成員が講師を務める場合は対象としない。
旅費	補助事業の実行に直接関わる講師の移動に係る旅費・交通費。ただし、補助事業の補助事業者又は間接補助事業者の構成員及び森林環境教育等の参加者・受講者の旅費は補助対象としない。
需用費	補助事業の実行に直接必要な消耗機材費、燃料費、事務用品費（1個当たりの価格が税込み3万円未満で当年度事業に使用する消耗品）、図面やパンフレット等の印刷製本費。 補助事業の実行に直接関わる作業における間接補助事業者の構成員の食糧費、諸経費。
役務費	補助事業の実行に直接関わる作業における間接補助事業者の構成員の保険料、通知等の通信費。 労務のみの委託契約に係る費用。
委託料	補助事業の一部又は全部を委託する場合の委託料。
使用料及び賃借料	補助事業の実行に直接必要な機械器具、車両、会議室使用などの使用料、賃借料。（会議開催で公の施設を借りるなどの際に生じる使用料（民間施設の場合は公の施設の料金相当とする）や、実際に作業で草刈りや搬出に使う機器・車両を賃借した際に生じる使用料を対象とする。）
工事請負費	補助事業者が補助事業の実行を発注する場合の工事請負費。
原材料費	補助事業の実行に直接必要な苗木、獣害防止資材等の購入費。（それ以外の材料費は需用費。）
備品購入費	市町村による「機器の購入」事業における機械器具の購入費。
公有財産購入費	市町村による「森林の公有林化」事業における森林の購入費。

### 3 補助対象及び補助対象外とする経費

#### (1) 補助対象となる主な消耗品

作業に必要な鋸、鎌、チップソー、手袋、保護具等で、1個あたり消費税込み3万円未満の品であり、当年の事業に必要な、適切な数量とする。

#### (2) 補助対象とならない消耗品

- ・ 交付決定前及び事業実施期間外に購入した物品
- ・ 複数年度で利用可能である、刈払機やカメラ、テントなどの汎用性の高い物品
- ・ 当年の作業にかからない購入品（過剰な予備品の購入）や個人占有となる物品
- ・ 内容が不明である（品目、宛名、日付なし等）領収書の物品

#### (3) 諸経費の考え方

1日あたり3時間以上の労務を伴う場合、補助対象として認められている食糧費や消耗

品費、その他損料費をまとめて、1人あたり1,000円を諸経費として支給することができる。

諸経費を支出するときは、領収証等の添付の代わりに、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業出面表（別記様式1号）にて、参加者全員の人数が確認できる写真の添付と自署による参加証明を必須とし、他の費用との併用は不可とする。

なお、諸経費を計上せず、領収証を添付する積み上げ方式による算定も可能とし、どちらを選択するかは、事業ごとに選択可能とする。

#### （4）消耗品の購入期限

原則として、当年の事業実施にあたり、必要な物品の購入を支援することから、交付申請以降、作業実施日以前とする。

なお、作業実施にあたり機器の持ち込みを行った場合で、チップソーなど消耗の程度により支給する等の団体の決まりに基づき支給する場合については、作業実施日以降の支出も行うことができる。作業実施日以降に消耗品を購入するときは、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業支出取りまとめ表（別記様式2号）の備考等に理由を明記するものとする。

#### （5）人件費

補助事業者及び間接補助事業者の構成員の人件費については、補助対象外とする。ただし、作業を安全に行うために構成員以外の者に指導を依頼する場合は、報償費として補助対象とする。

#### （6）支出可能な使用料及び賃借料

会議開催で公の施設を借りるなどの際に生じる使用料（民間施設の場合は、公の施設の料金相当とすること）や、伐採や刈払い作業に使う機器・車両を賃借した際に生じる使用料を補助対象とする。ただし、補助事業者が「機器の購入」事業により購入した、刈払機、粉碎機、チェーンソー、動力ウインチを間接補助事業者が借り受けるのに要した経費については、補助対象外とする。

使用料及び賃借料の単価は、レンタル会社における貸出し単価を参考に決定し、トラック等に対する使用料には人件費は含まないものとする。

なお、参加者の移動に要する使用料、賃借料等については、市町村及び学校等が実施する児童生徒を対象とした森林環境教育の実施に要する経費に限る。

また、森林環境教育において、事業の一環として見学する施設の利用料は、減免が適用されない場合、原則として森林環境教育の対象者分のみを対象とする。

#### （7）講師への報償費

県における講師謝金の執行基準は、時間単価として、大学教授級は8,000円以内、その他講師は4,200円以内としている。

この執行基準やフォレストリースクール等の既存事業、各市町村の基準等を勘案し、時間単価8,000円を上限とするものとする。

なお、報償費の対象は、当日の事業所要時間以内とし、事前打合せや宿泊に係る費用は、補助対象外とする。

#### （8）公益団体（シルバー人材センター等）の扱いについて

シルバー人材センターなどの公益団体は、事業実施者になることはできないが、地域住民等の間接補助事業者から、役務の提供として作業を依頼される場合は補助対象とすること

ができる。

(9) 報告書作成等事務経費

報告書の作成や、参加者への通知などの事務に要する消耗品、通信費は補助対象とするが、報告書作成に係る人件費は補助対象外とする。

(10) 活動に伴う飲食費

3時間以上の活動を実施した事業実施団体の構成員については、昼食や茶菓代として、1人1日あたり1,000円を上限に補助対象とすることができる。ただし、諸経費が支給されている事業実施団体の構成員は、別途、積み上げ方式による食糧費の支給は受けられない。

また、整備の伴わない活動日（事務等を除く）における会議、会合、座学研修の実施に伴い支給する茶菓については、300円以内を補助の対象とし、昼食については補助対象外とする。1日の間に会議と作業を行う場合も1人1日当たり1,000円を上限とする。

森林環境教育における講師及び参加者や自然環境の保護・保全における啓発への参加者に対する昼食の支給は補助対象外とするが、熱中症防止等の観点から作業時の水分（塩分）補給のための飲料や補助食等を配布する場合、1人あたり300円を上限として補助対象とすることができる。

なお、アルコール類は補助対象外とする。

また、森林環境教育の一環として野外料理体験を行う場合の食材費も補助対象外とするが、林産物など森の恵みを主とした食材については、昼食時間も森林環境教育の学びの時間にすることを条件に、1人あたり1,000円を上限として補助対象とする。

(11) 「管理事業」の作業委託

委託の場合は、受託者による自己完結で作業を実施する必要があることから、物品等の支給は不可とする。ただし、労務のみ委託する場合は、物品の支給を可能とし、支出区分は役務費に計上することとする。

#### 4 加算措置

(1) 特殊伐採

事業実施場所となる森林内の立木を対象とし、周囲の森林整備と一体的に行う必要があるものとする。

対象木の重心が著しく偏っており、伐採作業に危険が伴う場合や、立木の伐倒方向に構造物等があり、簡易な牽引等では伐倒方向を制御できない場合など、クレーン車又は高所作業車を使用し、一般的な林業の手法以外の手法を用いて伐採を行う場合に適用する。

加算事業費の算出にあたっては、複数の森林整備事業者等から見積を徴収し、適切な積算を行うものとする。

(2) 竹材処分運搬

現地において処理することを原則とするが、現地で処理ができず、林外への搬出・処理を実施しなければならない場合に限り、処分に係る経費を補助対象とする。

加算額の算定については、林況に則した補助額とするため、以下の条件に基づいて加算額を決定する。

ア 補助率 1/2

イ 補助上限

疎密度	竹林全伐	竹林間伐
疎	400,000円/ha	200,000円/ha
中	500,000円/ha	250,000円/ha
密	600,000円/ha	300,000円/ha

5 補助額の補正

困難地整備事業の実施にあたり、地況、林況等、現地に則した補助額とするため、下表の条件に基づいて基準単価を補正する。

条件	補正内容
現地勾配	現地勾配に応じて補正する。
間伐率	事業実施場所内における成立木竹の伐採率により補正する。
作業難易度	事業実施場所の作業条件に応じて補正する。
疎密度	事業実施場所内における立竹（枯損木を除く）の生育密度により補正する。

基準単価	森林間伐・森林全伐	1,500,000円/ha
	竹林間伐・竹林全伐（除根なし）	5,400,000円/ha
	竹林全伐（除根あり）	7,900,000円/ha

(1) 困難地整備支援事業－森林間伐

ア 現地勾配に応じ、次表の補正係数（K1）により補正する。

補正係数（K1）

現地傾斜補正	補正率
25度未満	0%
25度以上35度未満	5%
35度以上	10%

イ 作業の難易度に応じ、次表の補正係数（K2）により補正する。

補正係数（K2）

作業難易度	作業条件	補正率
易（i）	切り倒し・整理	-20%
中（ii）	棚積み程度の林内集積を行う（標準）	0%
難（iii）	掛かり木が頻発し、その処理に相当の時間を要する等	10%

ウ 間伐率に応じ、次表の補正係数（K3）により補正する。

補正係数（K3）

間伐率20%未満	20%
間伐率20%以上	40%

○補正単価＝基準単価 × (1 + K1) × (1 + K2) × K3

(2) 困難地整備支援事業－森林全伐

ア 現地勾配に応じ、次表の補正係数 (K1) により補正する。

補正係数 (K 1)

現地傾斜補正	補正率
25度未満	0%
25度以上35度未満	5%
35度以上	10%

イ 作業の難易度に応じ、次表の補正係数 (K2) により補正する。

補正係数 (K 2)

作業難易度	作業条件	補正率
易 (i)	切り倒し・整理	-20%
中 (ii)	棚積み程度の林内集積を行う (標準)	0%
難 (iii)	掛かり木が頻発し、その処理に相当の時間を要する等	10%

○補正単価 = 基準単価 × (1 + K 1) × (1 + K 2)

(3) 困難地整備支援事業－竹林間伐

ア 現地勾配及び立竹密度に応じ、次表の補正係数 (K1) により補正する。

補正係数 (K 1)

現地傾斜補正	疎	中	密
25度未満	0%	5%	10%
25度以上35度未満	5%	10%	15%
35度以上	10%	15%	20%

※立竹密度区分については、以下のとおりとする。

疎 10㎡当たり16本未満

中 10㎡当たり16本以上21本未満

密 10㎡当たり21本以上

イ 作業の難易度に応じ、次表の補正係数 (K2) により補正する。

補正係数 (K 2)

作業難易度	作業条件	補正率
易 (i)	棚積みによる林内集積	-20%
中 (ii)	棚積みによる林内集積及び伐採竹のチップ化、敷均しを併用して実施 (標準)	0%
難 (iii)	対象地の概ね8割以上の伐採竹のチップ化、敷均しを実施	10%

ウ 間伐率に応じ、次表の補正係数 (K3) により補正する。

補正係数 (K 3)

間伐率25%以上50%未満	40%
間伐率50%以上80%未満	60%

○補正単価＝基準単価 × (1 + K 1) × (1 + K 2) × K 3

(4) 困難地整備支援事業－竹林全伐

基準単価は、除根の実施の有無により選択する。

ア 現地勾配及び立竹密度に応じ、次表の補正係数 (K1) により補正する。

補正係数 (K 1)

現地傾斜補正	疎	中	密
25度未満	0%	5%	10%
25度以上35度未満	5%	10%	15%
35度以上	10%	15%	20%

※立竹密度区分については、以下のとおりとする。

疎 10㎡当たり16本未満

中 10㎡当たり16本以上21本未満

密 10㎡当たり21本以上

イ 作業の難易度に応じ、次表の補正係数 (K2) により補正する。

補正係数 (K 2)

作業難易度	作業条件	補正率
易 (i)	棚積みによる林内集積	-20%
中 (ii)	棚積みによる林内集積及び伐採竹のチップ化、敷均しを併用して実施 (標準)	0%
難 (iii)	対象地の概ね8割以上の伐採竹のチップ化、敷均しを実施	10%

○補正単価＝基準単価 × (1 + K 1) × (1 + K 2)

6 その他

独自提案事業で計画された事業のうち、何らかの事情で協定が締結できない場合など、森林整備後の管理体制が確保されていない時点で「荒廃した里山・平地林の整備」と同等以上の提案があった場合は、「管理体制の構築に努めることを条件」とし、補助上限を「里山・平地林整備 (困難地整備支援)」の1/2以内、同一地につき1回限りを条件に独自提案事業として認める。

附則

この基準は、令和7年3月10日から施行する。

附則

- 1 この基準は、令和8年1月23日から施行し、令和8年度事業から適用する。
- 2 この基準の施行の際、現に補助金が交付又は交付決定されている事業については、従前の例による。

## 活動状況の記録

〇〇年度市町村提案型事業		〇△■整備管理事業	団体名
市町村名	森林間伐〇〇ha	森林全伐〇〇ha	〇〇△会
〇〇市	竹林間伐〇〇ha	竹林全伐〇〇ha	所属会員数■◇人
実施日	〇〇年〇〇月△◇日	代表者	◇〇 △■

### 写真

人数が確認できるもの(集合写真等)

完成

作業状況①

作業状況②



